

設立に一步前進 最上地区広域連合



議会の承認を得、県に設立許可を申請

6/14 町議会6月定例会本会議

国民健康保険事業などに関する事務を真室川町、鮭川村、戸沢村とともに広域的かつ計画的に処理する最上地区広域連合（本紙4月号参照）の設立に向けた準備作業を進めているところですが、6月14日から16日に開催された町議会6月定例会に、設立に必要な規約を提案し議決されました。これで他の関係3町村を含む全構成町村の議決がそろい、広域連合設立準備室は、6月20日、山形県知事に対して設立許可の申請を行いました。広域連合長の決定や関係町村からの広域連合議員の選出をはじめとする組織立ち上げの手続きが進められます。その組織等を規定した規約の骨子をお知らせします。

■広域連合が処理する事務

- 1 国民健康保険事業に関する事務（国保直営診療施設に係る事務を除く）
- 2 老人保健事業のうち医療等に関する事務
- 3 重度心身障害(児)者、乳幼児及び母子家庭等医療給付事業に関する事務
- 4 広域化の調査研究に関する事務

■関係町村 金山町・真室川町・鮭川村・戸沢村

■事務所 新庄市城南町5番11号
(最上広域市町村圏事務組合総合開発センター内)

■広域連合の議会

議員定数 8人
関係町村議会議員から2人ずつ関係町村議会で選挙します。任期は関係町村議員としての任期となります。
議長(1人)・副議長(1人)
広域連合議員のうちから広域連合議会
で選挙します。

■広域連合の執行機関

広域連合長(1人)
関係町村長のうちから関係町村長が投票して選挙します。
副広域連合長(3人)
広域連合長以外の関係町村長を充てます。
助役(1人)
広域連合長が広域連合議会の同意を得て、関係町村の助役のうちから選任します。
収入役(1人)
広域連合長が広域連合議会の同意を得て、関係町村の収入役のうちから選任します。
補助職員
必要な職員を配置します。

■選挙管理委員会

委員(4人)
関係町村の選挙権を有し、識見を有する者のうちから、広域連合議会で選挙します。任期は4年です。
監査委員
委員(2人)
広域連合長が広域連合議会の同意を得て、識見を有する者と広域議員のうちから1人ずつ選任します。任期は、有識見者からの選任委員は4年、広域議員からの委員は広域議員の任期です。
この規約の施行は、山形県知事が設立を許可した日からとなります。

経費の財源には、1) 町村負担金、2) 事業収入(国保税等を含む)、3) 国・県負担金、4) 地方債、5) その他の収入が充てられます。

関係町村の費用負担割合の概要

1 共通経費(議会費、総務管理費など)
30%は町村均等割、70%は各町村の被保険者数・受給者数割でそれぞれ算定した額

2 広域連合の処理する事務に要する経費

- (1) 国民健康保険事業に要する経費
- ①各制度に係る経費
保険基盤安定制度や財政基盤安定化支援事業、出産育児一時金に係る町村一般会計から繰入れるべき額に相当する額
 - ②一般管理費
30%は町村均等割、70%は各町村の被保険者数割でそれぞれ算定した額
- (2) 老人保健事業に要する経費
- ①医療給付に係る経費
社会保険診療報酬基金や国・県負担金を除いた費用で、各町村の老人医療給付額に応じた額
 - ②一般管理費
30%は町村均等割、70%は各町村の受給者数割でそれぞれ算定した額
- (3) 重度心身障害(児)者、乳児及び母子家庭等医療給付事業に要する経費
- ①医療給付に係る経費
県補助金を除いた費用で、各町村の給付額に応じた額
 - ②一般管理費
30%は町村均等割、70%は各町村の受給者数割でそれぞれ算定した額

3 補助職員の人件費

【組織イメージ】

最上地区広域連合

